

感染症対策に関する指針

トヨタ地域包括支援センター

(感染症対策に関する基本的な考え方)

感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応は、利用者の安全管理の観点からきわめて重要である。トヨタ地域包括支援センター（以下、当包括）では、感染予防に留意し、感染症発生の際には、速やかな特定、制圧、終息をはかるため、感染予防対策を全職員が把握し、指針に添ったサービスが提供できるよう、本指針を作成する。

(感染委員会について)

当包括内で発生する感染症に関する組織的対策および予防に関し必要な事項を協議するため、母体施設である老人保健施設ジョイスティ（以下、母体施設）にて開催される感染委員会に、少なくとも6ヶ月に1度（感染発生時には随時）当包括管理者が参画する。

その際、委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

1. 活動内容

- ① 当包括内の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ② 感染予防に関する決定事項や具体的対策を当包括内に周知する。
- ③ 当包括内における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ④ 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに感染対策および拡大防止の指揮を執る。
- ⑤ その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

2. 委員会構成メンバー

施設長（医師）、看護職員、介護職員、管理栄養士、当包括管理者、その他施設長が必要と認める者で構成する。

(職員研修および訓練に関する基本方針)

1. 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施する。

- ① 内容：感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発をするとともに母体施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や、衛生的なケアの励行・研修の実施内容については記録する
- ② 時期：年1回以上 全職員対象
新規職員採用時に感染対策研修を実施（母体施設にて実施）

2.感染者発生時に迅速に対応できるよう、母体施設にて実施される訓練に参加する。

① 内容：感染対策をした上での支援の演習など

② 時期：年1回以上 全職員対象

・訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

(発生時の対応について)

1. 早い段階で受診を促し、医療機関及び主治医の指示を仰ぎ、迅速な対応がとれるよう情報管理を適切に行う。
2. 感染の原因特定のため、症状等をフィードバックする。
3. 個々の感染例は医療機関及び主治医の指示に従い対応する。
4. 集団発生あるいは異常発生が見られる時には、原因の排除及び感染拡大の阻止に努める。
5. 上記4の集団発生が認められた場合、保健所及び豊田市高齢福祉課へ速やかに報告し助言・指導を求める。
6. 委員会の判断により、行動の制限等が生じた場合には速やかに利用者および関係者に連絡を行う。

(本指針の閲覧に関する事項)

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

(その他母体施設における感染対策の推進のために必要な事項)

1. 職員は母体施設が作成する感染対策マニュアルに従い、手洗いの徹底、マスクの励行など、常に感染予防策の遵守に務める。
2. 職員は自らが感染源とならないよう健康に留意するとともに、母体法人が実施する定期健康診断を年1回以上受診し、職業感染予防（B型肝炎）のワクチン接種・抗体検査に参加する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。